

## 新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (6月1日時点)

### 3・4回目接種の接種券を送付

国の方針に基づき、市では2回目または3回目の接種が終了してから5カ月以上経過する人に、接種可能となる月の前月に接種券を送付します。



#### 【4回目の接種について】

4回目用の接種券は、ワクチンを3回目まで接種済みの18歳以上の人全員に送付しますが、18歳～59歳の人には「基礎疾患がある人や新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める人(QRコード)」に限り、4回目接種が可能です。



PDFファイル  
(厚生労働省発行「基礎疾患を有する者」)

※4回目接種の対象範囲を広げることについては、国で現在も検討中です。18歳～59歳の人で4回目接種の対象にならない人も、今後対象になる可能性があります。接種券は**12月31日まで保管**してください。

#### ▼6月の送付対象

2・3回目の接種時期	3・4回目接種可能時期
令和4年2月	令和4年7月以降

▼接種券の発送時期等 6月下旬に住民票上の住所へ発送

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み) その他の相談・新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎ 38-3190)

### ノバックスワクチンの接種

市では、6月20日(月)から武田社ワクチン(ノバックス)の接種を開始します。予約を受け付けていますので、接種希望の方は、接種券が届いてから予約をお願いします。

▼対象 18歳以上の人(1～3回目接種)  
※1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず接種が可能です/3回目接種の人は、2回目の接種から6カ月経過後に接種が可能です。

▼接種場所 鳴海病院(品川町)

▼申し込み方法 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎ 0120-567-745)に氏名・生年月日・10桁の接種券番号・電話番号・2回目の接種日(3回目接種の場合)を伝えて電話で予約を。  
※日程等の詳細は市ホームページ(QRコード)で確認を。



#### ◎ノバックスワクチン

本ワクチンは、ファイザー社ワクチンや武田/モデルナ社ワクチンと異なる技術で製造されたワクチンです。

アレルギー等でワクチン接種を見合わせていた人や、アストラゼネカ社ワクチンを接種した人は、ノバックスワクチンの接種をご検討ください。

詳しくは  
問い合わせを

## 建物取り壊しの届け出は速やかに



毎年1月1日現在で存在している建物には、固定資産税が課税されています。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては届け出がないと把握できず、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは法務局へ滅失登

記の手続きが必要です。

また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

■問い合わせ・届出先 資産税課家屋係(市役所2階、☎ 40-7029)

## 新任の副市長、監査委員の紹介

副市長、監査委員の選任は、5月17日に開催した令和4年第2回市議会臨時会で同意されました。



### 副市長

でさき かずお  
出崎 和夫

#### 【経歴】

平成2年、青森県庁に入庁。企画政策部地域活力振興課長、商工労働部地域産業課長、企画政策部次長を歴任。

代表監査委員は5月19日の監査委員協議会で次のように決定しました。

#### 監査委員

代表監査委員 きくち きよお  
菊地 清夫

委員 ささき こういち  
佐々木 宏一

昨年度の状況を  
報告します

## 市の情報公開・個人情報保護制度

#### 【情報公開】

市民の皆さんの市政についての知る権利を尊重し、的確な理解を深めるため、「情報公開条例」で市が保有する公文書の開示を請求する権利を定めています。令和3年度の公文書開示請求などの状況は右表のとおりでした。

#### ○公文書開示請求の件数および決定の状況

区分	件数	決定の状況(件)			
		開示	部分開示	不開示(うち不存在)	請求取り下げ・却下
開示請求	258	194	43	12(4)	9
開示申出	0	0	0	0(0)	0
計	258	194	43	12(4)	9

#### 【個人情報保護制度】

個人の権利・利益を保護するため、「個人情報保護条例」で、個人情報の適正な取り扱い方と市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を定めています。令和3年度の個人情報保護条例の運用状況は右表のとおりでした。

- このほか、職員採用試験に関する口頭による開示請求が53件ありました。
- 利用停止請求はありませんでした。
- 事業者に対する勧告、説明または資料の提出要求ならびに事業者が勧告に従わなかった旨の公表はありませんでした。

#### ○保有個人情報開示請求の件数および決定などの状況

区分	件数	決定などの状況(件)			
		開示	部分開示	不開示(うち不存在)	請求取り下げ・却下
開示請求	35	25	7	3(3)	0

#### ○保有個人情報訂正請求の件数および決定などの状況

区分	件数	決定などの状況(件)		
		訂正	部分訂正	不訂正
訂正請求	2	0	0	2

#### 【不服申し立て】

情報公開制度や個人情報保護制度を活用して請求した公文書の開示や、個人情報の開示・訂正・利用停止が認められず、その決定に不服があると

きは、その決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求をすることができます。

令和3年度の不服申し立ては1件ありました。

■問い合わせ先 法務文書課(☎ 40-0205)